

項目	意見等	市の考え方
第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2)地域別の概要 1 才 避難指示区域	地域別の概要において避難指示区域を設けているが、旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部の土地利用の視点が抜けられているのではないか。	旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部については第3章2(2)エの山間地域に含まれており、山間地域については「原発事故により広範囲の森林が放射性物質に汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する多面的機能が低下していることから、放射性物質対策や森林整備等により森林の再生を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングする」と記述していることから、改めて地点単位等の土地利用を定める考えはなく、原案のとおりといたします。